



平成30年度 大分県PTA安全補償制度の概要

〈PTA団体傷害保険(PTA団体傷害保険特約付(B)普通傷害保険)・PTA賠償責任保険
(PTA管理者賠償責任条項に基づく賠償責任保険)〉

●大分県PTA安全補償制度は、県下全会員の相互扶助を目的とした事業です。

大分県PTA安全補償制度は、PTA団体傷害保険特約付普通傷害保険とPTA賠償責任保険を組み合わせたもので、三井住友海上火災保険㈱を引受保険会社とし、大分県PTA連合会が保険契約者（以下契約者といいます。）となる団体契約です。

●本制度の特長

- ①PTA会員と児童・生徒が、PTAが主催・共催する行事（※）中に被ったケガを補償します。
 - ②PTAが主催・共催するPTA活動（※）において、第三者賠償事故やPTAが借用したものをこわした場合の賠償事故を補償します。
- ※PTA活動とは、日本国内において児童・生徒の健全な成長をはかるという目的にそってPTAが企画・立案し主催する活動で、PTA総会、運営委員会などPTA会則（名称を問いません）に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。
- （注）児童・生徒については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく補償制度の給付対象となるケガは対象となりません。

●保険期間

平成30年7月1日午後4時より平成31年7月1日午後4時までの1年間

●年間保険料

一世帯あたり450円の県PTA会費の内、130円がPTA安全補償制度の保険料となっており、学校単位ごとに一括加入となります。なお、新学期になり学校で集金します。

●補償内容等（裏面を併せてご覧ください。）

【PTA団体傷害保険】

被保険者	対象となる事故	保険金額	
児童・生徒・PTA会員・PTA会員の同居の親族・PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者	PTAが主催または共催する行事参加中、または当該行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において被保険者が被った傷害事故	死亡・後遺障害保険金額	310万円
		入院保険金日額	2,700円
		通院保険金日額	1,800円

※入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。

※細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は補償の対象にはなりません。

【PTA賠償責任保険】

被保険者	対象となる事故	支払限度額
単位PTA 郡市PTA連合会	PTA管理下でのPTA活動中における次のいずれかに該当する事由に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払します。 ①PTA活動の遂行に起因して発生した偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物※を滅失、破損または汚損させたこと。 ②被保険者であるPTAが使用または管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物(以下「保管物」といいます)を被保険者の構成員であるPTA会員、児童もしくは生徒が滅失、破損もしくは汚損し、または紛失もしくは窃取されたこと。 ※②に定める「保管物」を除きます。	①施設の管理ミス、行事自体の管理ミスの場合 ・身体障害 1名5千万／1事故5億円 (免責金額 1事故につき1,000円) ・財物損壊 1事故500万円 (免責金額 1事故につき1,000円) ②預かり物をこわした場合 ・1名につき 10万円 保険期間中 500万円 (免責金額 1事故につき5,000円)

事故にあわれた 時のご連絡先

事故が発生した場合には、速やかに、事故日時、被害者名、事故状況を連絡願います。後日、請求書類等をお送りします。

〈事故受付センター〉
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
専用 0120-258-189

保険にかかる お問い合わせ先

営業時間

平日 9:00~17:00

※土日・祝日、年末・年始
は休業させていただきます。

〈取扱代理店 共同募集〉

はぐく美保険サービス 株式会社

〒870-0951 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館2階

専用 0120-568-993

TEL 097-535-7051 FAX 097-535-7052

MS大分中央株式会社

〒870-0036 大分市寿町11番22号

TEL 097-538-8880 FAX 097-538-8885

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社 大分支店大分法人課

〒870-0029 大分市高砂町2-50 オアシスひろば21 10F

TEL 097-534-8173 FAX 097-532-0834

制度全般にかかる お問い合わせ先

大分県PTA連合会事務局

〒870-0951 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館2階

TEL 097-556-9055 FAX 097-556-9155

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル(有料)】受付時間：平日9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください

(<http://www.sonpo.or.jp/>)